

協議項目第 7 号

一般職の身分の取扱いについて

一般職の身分の取扱いについて提出する。

平成 1 5 年 1 1 月 4 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

一般職の身分の取扱いについて
1 . 4 ヶ町村の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。
2 . 職員数については、合併後定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
3 . 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図るものとする。
4 . 職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し、統一を図るものとする。
5 . 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点からその基準を統一する。現職員については、現給を保障するとともに、適正な水準の確保に努めるものとする。

平成 1 5 年 1 1 月 4 日確認

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	7 一般職の身分の取扱い	関 係 項 目
調 整 方 針	1．4ヶ町村の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。 2．職員数については、合併後定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3．職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図るものとする。 4．職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し、統一を図るものとする。 5．職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点からその基準を統一する。現職員については、現給を保障するとともに、適正な水準の確保に努めるものとする。	

区 分	現 況												調 整 内 容		
	弓 削 町			生 名 村			岩 城 村			魚 島 村					
職員数 (H15.4.1現在)													4ヶ町村の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。 職員数については、合併後定員適正化計画を策定し定員管理の適正化に努めるものとする。		
	部局名	定 数	実 数	差 引	定 数	実 数	差 引	定 数	実 数	差 引	定 数	実 数		差 引	実数合計
	町村長 事務部局	76	71	5	49	47	2	53	51	2	26	22		4	191
	議会事務部局	1	1	0	2	2	0	2	2	0	-	兼務1		-	5
	教育委員会等 事務部局	10	7	3	5	3	2	7	6	1	2	1		1	17
	農業委員会 事務部局	1	兼務1	1	1	兼務1	1	2	兼務1	2	1	兼務1		1	-
	選挙管理委員会 事務部局	-	兼務1	-	1	兼務1	1	1	兼務1	1	-	兼務1		-	-
	合 計	88	79	9	58	52	6	65	59	6	29	23		6	213
定員適正化計画	弓削町から上島上水道企業団への派遣職員1名は含まず、上島上水道企業団から弓削町への派遣職員2名を含む。			生名村から越智郡老人ホーム組合への派遣職員1名は含まず、上島地区衛生事務組合から生名村への派遣職員1名を含む。									新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。		
	計画期間：平成12年度～平成16年度 目標定員：75人			計画期間：平成12年度～平成16年度 目標定員：55人			計画期間：平成12年度～平成16年度 目標定員：61人			計画期間：平成13年度～平成17年度 目標定員：24人					
定年退職予定状況															
年 度	定年退職予定人数			定年退職予定人数			定年退職予定人数			定年退職予定人数			4ヶ町村合計		
平成15年度末	0			2			1			0			3		
平成16年度末	2			0			1			1			4		
平成17年度末	1			0			1			0			2		
平成18年度末	4			3			1			0			8		
平成19年度末	1			3			3			2			9		
平成20年度末	4			1			3			1			9		
平成21年度末	4			1			2			1			8		
平成22年度末	3			4			4			0			11		
平成23年度末	1			2			3			1			7		
平成24年度末	4			3			2			1			10		
合 計	24			19			21			7			71		

上島合併協議会 調整方針

協議事項	7 一般職の身分の取扱い	関係項目	
調整方針			

区 分	現 況								調 整 内 容	
	弓 削 町		生 名 村		岩 城 村		魚 島 村			
職務分類 行政職(一)									職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図るものとする。 職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し、統一を図るものとする。	
	職務級	職務分類	実数	職務分類	実数	職務分類	実数	職務分類		実数
	1 級	主事補、技師補、見習保育士、保育士、教諭、栄養士	10	主事補、保育士、介護福祉士、船長、機関長、調理員	8	主事補、保育士、運転手	4	主事補、保育士		4
	2 級	主事、技師、保育士、教諭、栄養士	10	主事、主任保育士、保育士、介護福祉士、船長、機関長、調理員	9	主事、公民館主事、保育士、運転手	10	主事、主任保育士		4
	3 級	主査、保育士、教諭、栄養士	10	主査、船長、機関長	9	係長、公民館主事、主任保育士、運転手	21	主査		1
	4 級	係長、主任、保育所長、主任保育士、主任教諭	15	課長補佐、係長、保育所長、船長、機関長	6	課長補佐、議会事務局長、公民館主事	7	課長補佐		2
	5 級	課長、課長補佐、主幹、係長、専任、議会事務局長	12	課長補佐、所長補佐	7	課長補佐	-	課長		1
	6 級	課長、課長補佐、専門員、議会事務局長	7	課長、議会事務局長、公民館長、保健デイサービスセンター長	8	課長、議会事務局長、公民館長、高齢者生活福祉センター所長、保育所長	8	総務課長		1
	7 級	課長	-	総務企画課長	1	企画総務課長	-	—		-
行政職(二)										
	職務級	職務分類	実数	職務分類	実数	職務分類	実数	職務分類	実数	
	1 級	技術員又は技能員、業務員又は守衛、用務員、調理員、主事補見習	7	—	-	技術員又は技能員、業務員又は用務員、用務員、自動車運転手、清掃夫	4	用務員	1	
2 級	(高度な技術を要す)技術員又は技能員、主任業務員、主任守衛、バス運転手、調理師	4	—	-	(高度な技術を要す)技術員又は技能員、主任業務員、主任用務員	-	—	-		
医療職(一)										
	職務級	職務分類	実数	職務分類	実数	職務分類	実数	職務分類	実数	
	1 級	—	-	—	-	—	-	診療所長	1	
医療職(二)										
	職務級	職務分類	実数	職務分類	実数	職務分類	実数	職務分類	実数	
	1 級	—	-	管理栄養士、栄養士	-	栄養士、理学療法士、作業療法士	-	—	-	
	2 級	—	-	管理栄養士、栄養士、理学療法士、作業療法士、獣医師・薬剤師	1	管理栄養士、(高度な知識経験を要する)栄養士、理学療法士、作業療法士	2	—	-	
	3 級	—	-	主任管理栄養士、主任理学療法士、主任作業療法士、(困難な業務を行う)獣医師・薬剤師	-	管理栄養士、主任理学療法士、主任作業療法士	-	—	-	
	4 級	—	-	管理栄養士長、理学療法士長、作業療法士長、主任薬剤師	-	課長補佐	-	—	-	
5 級	—	-	総管理栄養士長、総理学療法士長、総作業療法士長、薬局の長	-	課長	-	—	-		

上島合併協議会 調整方針

協議事項	7 一般職の身分の取扱い	関係項目	
調整方針			

区 分	現 況								調 整 内 容	
	弓 削 町		生 名 村		岩 城 村		魚 島 村			
医療職(三)										
	職務級	職務分類	実数	職務分類	実数	職務分類	実数	職務分類		実数
	1 級	准看護師	-	准看護師	-	准看護師	-	准看護師		1
	2 級	看護師、保健師、助産師、(高度な知識経験を要する)准看護師、理学療法士	3	看護師、保健師、助産師、(高度な知識経験を要する)准看護師	2	看護師、保健師、(高度な知識経験を要する)准看護師	-	看護師、保健師		1
	3 級	看護師長、主任保健師、主任看護師、主任理学療法士	1	看護師長、主任保健師、保健師、助産師、(困難な業務を行う)看護師	-	看護師長、(困難な業務を行う)保健師、(困難な業務を行う)看護師	3	看護師長、保健師		-
	4 級	病院の副看護師長、保健師長、(困難な業務を行う)看護師長	-	病院の副看護師長、保健師長、(困難な業務を行う)看護師長	1	課長補佐	-	—		-
5 級	施設の長、病院の総看護師長、(特に困難な業務を行う)総保健師長	-	医療機関の長、病院の総看護師長、(特に困難な業務を行う)総保健師長	-	課長	-	—	-		
福祉職										
	職務級	職務分類	実数	職務分類	実数	職務分類	実数	職務分類		実数
	1 級	—	-	—	-	生活指導員、介護員、保育士	-	—		-
	2 級	—	-	—	-	生活指導員、主任介護員、主任保育士	-	—		-
3 級	—	-	—	-	所長	-	—	-		
海事職										
	職務級	職務分類	実数	職務分類	実数	職務分類	実数	職務分類		実数
	1 級	—	-	—	-	—	-	甲板員、機関員		1
	2 級	—	-	—	-	—	-	船長、機関長、(相当の技能・経験を要する)甲板員・機関員		3
	3 級	—	-	—	-	—	-	(相当の技能・経験を有する)船長・機関長		1
4 級	—	-	—	-	—	-	(高度の技能・経験を有し困難な業務を処理する)船長・機関長	1		
ラスパイレ指数	86.7 (平成14年4月1日現在) ラスパイレ指数： 地方公務員と国家公務員の給与水準を、国家公務員の構成を基準として、職種ごとに学歴別、経験年数別に平均給与月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を示したものです。		81.0 (平成14年4月1日現在)		80.7 (平成14年4月1日現在)		77.7 (平成14年4月1日現在)		職員との給与については、 職員の処遇及び給与の適正化の観点からその基準を統一する。現職員については、現給を保障するとともに、適正な水準の確保に努めるものとする。	

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	7 一般職の身分の取扱い	関 係 項 目	
調 整 方 針	資 料		

一般職の身分の取扱いに関する法令	先 進 事 例
【地方公務員法】 （一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員） 第三条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。 2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。 3 特別職は、左に掲げる職とする。 一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職 一の二 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職 一の三 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職 二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの 三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職 四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの 五 非常勤の消防団員及び水防団員の職 （分限及び懲戒の基準） 第二十七条 すべて職員の方限及び懲戒については、公正でなければならない。 2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。 3 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。 （降任、免職、休職等） 第二十八条 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。 一 勤務実績が良くない場合 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合 三 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合 四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合 2 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反してこれを休職することができる。 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合 二 刑事事件に関し起訴された場合 3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続及び効果は、法律に特別の定がある場合を除く外、条例で定めなければならない。 4 職員は、第十六条各号（第三号を除く。）の一に該当するに至つたときは、条例に特別の定がある場合を除く外、その職を失う。 【市町村の合併の特例に関する法律】 （職員の身分取扱い） 第九条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。 2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。	篠山市 <H11.4.1合併> 【兵庫県 多紀郡 篠山町、西紀町、丹南町、今田町】 (1) 篠山町、西紀町、丹南町、今田町及び多紀郡広域行政事務組合の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 (2) 職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとし、各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 (3) 職員の職名については、合併時に調整し統一を図る。 (4) 給与については、町村会準則給料表を基準とし、級別標準職務表は合併時に調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保障する。 西東京市 <H13.1.21合併> 〔東京都 田無市、保谷市〕 2市の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、調整し統一を図る。給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保証する。 さいたま市 <H13.5.1合併> 〔埼玉県 浦和市、大宮市、与野市〕 (1) 一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 (2) 任免及び勤務条件については、人事管理や職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。特に、給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。 あさぎり町 <H15.4.1合併> 〔熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村〕 一般職の身分の取扱いについては、次のとおりとする。 (1) 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 (2) 職員の職の設置並びに職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一する。 (3) 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。 高吾北地域合併協議会 <H16.3.31合併予定> 〔高知県 吾川郡 池川町、吾川村、高岡郡 佐川町、越知町、仁淀村〕 1 5町村の一般職の職員は、すべて新しいまちの職員として引き継ぐものとする。 2 職員数については、新しいまちにおいて定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3 職員の給与及び職制については、適正化の観点から合併時に調整し統一を図るものとする。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	7 一般職の身分の取扱い	関係項目
調整方針	資 料	

先 進 事 例	
東宇和・三瓶町合併協議会 <西予市；H16.3.31までに合併予定> 〔愛媛県 東宇和郡 明浜町、宇和町、野村町、城川町、西宇和郡 三瓶町〕 明浜町、宇和町、野村町、城川町及び三瓶町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 （具体的内容調整） - 職員数については、合併後定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。 - 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。 - 職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し、統一を図る。 - 職員の給与については、適正化の観点からその基準を統一する。現職員については、現給を保障し、合併後5年を目途に給料の格差是正を行うものとする。 重信町川内町合併協議会 <東温市；H16.3.31までに合併予定> 〔愛媛県 温泉郡 重信町、川内町〕 - 重信町、川内町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 - 職員定数の合計については、現行定数を移行するものとし、市長の事務局局や教育委員会の事務局、議会の事務局職員など、各区分ごとの定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 - 職員の職名については、合併時に調整する。 - 現職員については、現給を保障する。 宇摩合併協議会 <四国中央市；H16.4.1合併予定> 〔愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村〕 - 職員数・定員管理 4市町村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。 - 職務分類・給料 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。 現職員については、現給を保証し、合併後速やかに給料の格差是正を行うものとする。 給料表については、機構・組織の整備にあわせて合併当初は国の給料表9級を適用し、その後の機構・組織の再編の段階においては、10級を検討する。 かみうけな合併協議会 <久万高原町；H16.8.1合併予定> 〔愛媛県 上浮穴郡 久万町、面河村、美川村、柳谷村〕 現に4町村の職員であるものは、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。 具体的な調整内容 - 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。 - 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に調整し、統一する。 - 職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し統一する。 - 職員の給与については、適正化の観点から統一を図る。現職員については現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行う。	内子町・五十崎町合併協議会 <内子町；H16.10.1までに合併予定> 〔愛媛県 喜多郡 内子町、五十崎町〕 内子町、五十崎町の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。 （具体的内容調整） - 職員数については、合併後定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。 - 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。 - 職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し、統一を図る。 - 職員の給与については、適正化の観点からその基準を統一する。現職員については、現給を保障し、合併後5年を目処に給料の格差是正を行うものとする。 伊方町・瀬戸町合併協議会 <H16.10.1までに合併予定> 〔愛媛県 西宇和郡 伊方町、瀬戸町〕 伊方町、瀬戸町の一般職の職員は、（市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により）すべて新町の職員として引き継ぐものとする。 具体的内容調整 - 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。 - 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、適正化を図る。 - 職階については、職名と共に級分類を調整し適正化を図る。 - 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し適正化を図る。 南宇和合併協議会 <愛南町；H16.10.1合併予定> 〔愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町〕 現に5町村の職員であるものは、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。 具体的な調整内容 - 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。 - 職名等については、人事管理等及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に調整し、統一を図る。 - 職階については、合併時に職名と共に級分類を調整し統一を図る。 - 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から統一を図る。現職員については、現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行う。 宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会 <宇和島市；H16.10.1合併予定> 〔愛媛県 宇和島市、北宇和郡 吉田町、三間町、津島町〕 宇和島市、吉田町、三間町及び津島町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 （具体的内容調整） - 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 - 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。 - 職階については、合併時に職名と共に級分類を調整し、統一を図る。 - 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点からその基準を統一する。現職員については、現給を保障し、新市において速やかに給料の格差是正を行うものとする。

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	7 一般職の身分の取扱い	関 係 項 目	
調 整 方 針	資 料		

先 進 事 例	留 意 事 項
西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会 <H16.11.1合併予定> 〔愛媛県 西条市、東予市、周桑郡 丹原町、小松町〕 西条市・東予市・丹原町及び小松町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 職員数については、合併後新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に西条市の例をもとに調整し、統一を図る。 職階については、合併時に西条市の例をもとに級分類を調整し、統一を図る。 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、現給を保証したうえで、合併時に西条市の例をもとに調整し、統一を図る。 大洲喜多合併協議会 <H17.1.1合併予定> 〔愛媛県 大洲市、喜多郡 長浜町、肱川町、河辺村〕 大洲市、長浜町、肱川町及び河辺村の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 （具体的な調整内容） 1 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。 2 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に調整し、統一を図る。 3 職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し、統一を図る。 4 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、その基準を統一する。現職員については、現給を保証し、新市において速やかに給料の格差是正を行うものとする。 今治市及び越智郡11か町村合併協議会 <今治市；H17.1.16合併予定> 〔愛媛県 今治市、越智郡 朝倉村、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前村〕 (1) 一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 (2) 任免及び勤務条件については、人事管理や職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。 (3) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。	「編入合併における編入する市町村」においては、一般職の職員が勤務していた市町村の法人格がそのまま存続するため、当該職員は失職せず、通常は手当の必要はない。 これに反して「新設合併における関係市町村」及び「編入合併における編入される市町村」においては、市町村合併が行われた場合には、一般職の職員が勤務していた市町村の法人格が消滅するため、当該職員は失職することとなる。 しかし、合併特例法第9条第1項において、「合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。」と定めている。 そのため、合併協議会において、合併市町村が消滅する市町村の一般職の職員を引き継ぐ旨の取決めを行い、合併した日に、編入した市町村長、又は、新設合併における市町村長職務執行者が、それぞれの職員に対して辞令を交付することになる。 また、同条第2項において、「合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。」と定められているため、合併関係市町村の職員の任用制度、給与及びその他の勤務条件について、その状況を比較検討し、十分事前に協議を重ねて、新市町村発足後の任用制度、給与及びその他の勤務条件に関して、合併前後で著しい不均衡が生じないよう取決めを行うことが適当である。 《総務省「合併協議会の運営の手引」より》